

# 手続きのチェックリスト

亡くなられた後の主な手続きを期限順にまとめました。エンディングノートや遺言書には葬儀の希望が書いてあることがあるので、確認してから進めましょう。

## 死亡

チェック欄	手続き	場所	ポイント
✓	死亡診断書・死体検案書の受取	病院・クリニック	
✓	葬儀社の決定・連絡・打ち合わせ		

## 5日以内

✓	(会社員等の場合)健康保険組合への死亡届	健保組合	葬祭費の請求は2年以内。同時に行った方がよい
---	----------------------	------	------------------------

## 7日以内

✓	死亡届の提出、埋火葬許可証の申請・受取	健保組合	葬祭費の請求は2年以内。同時に行った方がよい
✓	(希望者のみ)区(市)民葬儀(券)の受取	区(市)役所	割引料金になることが多い

## 14日以内

✓	国民健康保険への死亡届	区(市)役所	葬祭費の請求は2年以内。同時に行った方がよい
✓	(葬祭費の請求)		
✓	年金受給者の死亡届	区(市)役所 年金事務所	厚生年金の場合は10日以内。提出が遅れると年金を多く受け取り過ぎることになり、後で返還することもある
✓	(未支給年金の請求)		
✓	世帯主の変更届	区(市)役所	死亡後速やかに。同時に行った方がよい
✓	介護保険の資格喪失届	区(市)役所	

## できるだけ速やかに

✓	運転免許証の返納	所轄の警察署	
✓	電気・ガス・水道・電話等の名義変更・解約	各契約会社	
✓	パスポートの返納	都パスポートセンター	
✓	死亡退職金・給与の受取	勤務先	
✓	賃貸住宅の名義変更・解約	不動産会社	
✓	インターネットやクレジットカードの解約	各契約会社	

### 3か月以内

チェック欄	手続き	場所	ポイント
✓	遺言書の確認・開封		即開封は厳禁。家庭裁判所で検認を受けた後に開封 公正証書の場合は不要
✓	相続財産の調査・確認	法務局、金融機関等	期限は特に定められていないが、この期間にやるのが望ましい
✓	相続人の確定		期限は特に定められていないが、この期間にやるのが望ましい
✓	相続放棄の手続き 相続の限定承認	家庭裁判所	

### 4か月以内

✓	死亡者の所得税申告・納税(準確定申告)	税務署	
---	---------------------	-----	--

### 10か月以内

✓	遺産分割協議		
✓	相続税の申告・納付	税務署	
✓	納税の期間延長	税務署	
✓	相続税の物納	税務署	

### 12か月以内

✓	相続遺留分の侵害額請求	家庭裁判所等	
---	-------------	--------	--

### 2年以内

✓	国民健康保険葬祭費の請求	区(市)役所	
✓	健康保険埋葬料の請求	健保組合	
✓	高額療養費・還付金の請求	健保組合	
✓	国民年金死亡一時金	区(市)役所	遺族基礎年金も寡婦年金も受けられない場合
✓	高額介護サービス費等の請求	区(市)役所	

### 5年以内

✓	未受給年金の請求	年金事務所	
✓	遺族基礎年金・寡婦年金の請求	区(市)役所 年金事務所	